

平成 28 年第 1 1 回

おおい町農業委員会議事録

おおい町農業委員会
(平成 28 年 10 月 28 日)

召集年月日 平成28年10月28日(金)

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 平成28年10月28日 午後4時00分

閉会 平成28年10月28日 午後5時22分

出席委員(10名)

1番 早川 和夫(会長) 2番 溝口 智也 4番 岡 秀夫
5番 山本 修 7番 桑田 建太郎
8番 松宮 重信(職務代理)
9番 細川 正博 10番 木村 憲雄 11番 櫻井 隆治
12番 松井 厚雄

欠席委員(2名)

3番 菅原 儀左エ門 6番 神野 淳一 13番 見城 紀彦
14番 古池 洋子

出席事務局

事務局長 反田志郎 次長 島田文紀 書記 竹浦千鶴

提出議案

議案第24号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について

議案第25号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について

議案第26号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について

議案第27号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について

議案第28号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議について

議案第29号 農地法第5条第1項の規定による農地の一時転用及び賃借権設定許可申請審議について

議案第30号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議について

議案第31号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用配分計画に係る意見照会について

報告第13号 農地変換届

事務局長

皆さんご苦労様です。

平成28年第11回おおい町農業委員会を開催いたします前に、議案及び資料の追加をさせていただきます。また、本日は8議案と報告1件を予定しておりますが、議案第30号、31号の農地利用集積計画審議につきましては、農地中間管理事業の案件でございますので、詳細説明のため、役場農林水産振興課担当者 猿橋を同席させていただきます。

それでは、ただ今から、平成28年第11回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、3番菅原委員、6番神野委員、13番見城委員、14番古池委員の4名から欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいておりますとおりで。

開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしく願いいたします。

会長

本日は、平成28年第11回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]
議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、10名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

[日程 1]
議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります。恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは、5番 山本委員さんと7番 桑田委員さんを指名いたします。

[日程 2]

議長 日程2 議案第24号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題とします。
議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長。
議案第24号は、〇〇の〇〇氏が孫に農地を贈与するため3条申請したものであります。
詳細については、書記に説明させます。

書記 はい、議長
(議案朗読)
本日追加の資料2-1頁をご覧ください。
申請書には〇〇の現況は畑と記載されていますが、現地は埋立てられ、砂利がひかれています。
その状況を代理申請の行政書士に確認しましたのでご報告いたします。
〇〇〇〇は水が来ないため、10年前に許可を受け埋め立てた。今の所、耕作の予定はないが、草刈りなどの農地の管理は行う。とのこと。
併せまして、本日、譲渡人の〇〇〇〇氏より埋立ての報告書が提出されましたので読み上げ、ご報告いたします。
(報告書朗読)
この申請につきましては、同居の祖父と孫の所有権移転であり、作業は家族一体で行われることから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いております。

ますので、農地委員さんからご報告願います。

木村委員 はい、議長

木村委員 本案につきましては、24日の午前に、溝口委員と事務局同行のもと、現地を確認してまいりました。

譲渡人は梅農家で、梅は手入れがされておりました。田は作付けされておりませんが、年1回程は草刈りがしてあるようでした。

事務局が報告しました〇〇〇〇につきましては事務局より申請者に指導しておりますし、許可できるものと判断いたしました。

議 長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

松宮委員 昔に許可を受けたとは、何の許可か。

次 長 裏は取れていない。

次 長 審議は3条許可について。埋立てについては、過去に指導をしており、今後もしかるべき指導を行っていく。

議 長 何かご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第24号農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定します。

[日程 3、日程 4]

議 長 日程3 議案第25号と、日程4 議案第26号の農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については関連する議題でございますので、一括審議といたします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長。
議案第25号、第26号は、〇〇〇〇〇市の〇〇氏の農地を、〇〇の2名の認定農業者が取得するものであります。
詳細については、書記に説明させます。

書記 はい、議長
(議案朗読)
譲渡人の〇〇氏は〇〇に在住で、従来から申請地を譲渡人に頼んでいます。高年齢であることから所有地を整理するため、譲受人2名に売り渡すための申請があります。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきましても、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

溝口委員 はい、議長

溝口委員 本案につきましても25日に現地を確認してまいりました。
譲受人〇〇氏の申請地は、申請地と隣地の〇〇氏の田の畦を取り、一枚にして〇〇氏が作付けされています。
譲受人〇〇氏の申請地は、利用権設定は過去に切れていますが、〇〇氏が草刈の管理を続けているとのことで、両名とも認定農業者であり、許可には問題ないものと判断いたしました。

議長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

(意見質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、何かご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第25号及び議案第26号の農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定します。

[日程 5]

議 長 日程5 議案第27号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について を議題とします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局 長 はい、議長
議案第27号は、〇〇の建築会社〇〇〇〇が〇〇〇〇〇〇の〇〇氏が所有する農地を譲り受け、資材置場に転用するものであります。
詳細は書記に説明させます。

書 記 はい、議長
(議案朗読)
この申請は、申請地からおよそ120mに町役場があり、市街地化の傾向が著しい区域として第3種農地に区分されますので、許可できるものと判断されます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきましても、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

木村委員 はい、議長

木村委員 本案につきましても24日に確認してまいりました。
申請地は、耕作はされておられません。
事務局が説明しました許可基準に照らしましても転用は問題ないものと判断いたしました。

議 長 ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問の有無)

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第27号農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

[日程 6]

議 長 日程6 議案第28号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議についてを議題とします。
議案の内容について事務局から説明致します。

局 長 はい、議長
議案第28号は、〇〇の〇〇氏の農地の一部に息子が住宅を建築するために転用し、使用貸借権を設定するものがあります。
詳細は書記に説明させます。

書 記 はい、議長
(議案朗読)
本日追加の資料14-1頁をご覧ください。
申請地は、住宅建築を申請理由に平成〇〇年〇月〇〇日付で農用区域からの除外が完了しましたが、住宅建築の話がまとまらず、その後、田から畑への農地変換届が出されました。しかしながら現況は、砂利が敷かれ、違反転用となっております。これにつきましては、申請者から始末書が提出されておりますので読み上げさせていただきます。

(始末書朗読)

この申請の許可判断は、申請地は土地改良で整備された農地で第1種農地であり、例外規定のみ許可できることとなっており、農業に従事する者の良好な生活環境を確保するための施設に該当すると判断いたしました。

借人家族4人は、除外申請時は〇〇〇のアパートに住

んでおりましたが、父の看病と農業を継ぐため〇〇へ戻り、転用許可の後、住宅が建築されるまでは貸人である両親の家に同居しております。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

溝口委員 　　はい、議長

溝口委員 　　本案につきましても24日に確認してまいりました。
申請地は事務局の説明と資料写真のとおりでございますが、申請地の一部は自家菜園として畑がされておりますし、貸人の夫は体が不自由であるため、他に所有している水田を管理するのは難しいと思われまます。
農業を継ぐため移住するということであり、この申請につきましてはやむを得ないと判断いたしました。

議長 　　ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

細川委員 　　過去の申請も違反転用で許可がでていたのか。

書記 　　始末書が提出され、追認許可となっている。

議長 　　ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 　　ご異議がないようでございますので、議案第28号農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

[日程 7]

議長 　　日程7 議案第29号 農地法第5条第1項の規定による農地の一時転用及び賃借権設定許可申請審議についてを議題とします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長
議案第29号は、町建設課による排水改善施設整備工事のため、〇〇〇〇〇が〇〇の〇〇氏の農地を一時的に借受け転用するものであります。
詳細は書記に説明させます。

書記 はい、議長
(議案朗読)
賃借期間は平成30年3月まででございます。
申請地は農用地域内にある農地であり、転用は原則できませんが、仮設工作物の設置等、一時的な利用のための一時転用として例外許可に該当し、許可できるものと判断されます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

木村委員 はい、議長

木村委員 本案につきましても24日に確認してまいりました。
申請地は工事現場の隣接地で、町工事の規模や円滑な施工のために必要であると思われまますので許可できるものと判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございます。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第29号

農地法第5条第1項の規定による農地の一時転用及び賃借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

[日程 8、日程 9]

議長 日程8 議案第30号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議について及び 日程9 議案第31号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画に係る意見照会については関連する議題でございますので、一括審議といたします。

両議案の審議について、○委員には、おおい町農業委員会会議規則第10条 議事参与の制限の規定により、一時退席をお願いするところではございますが、本日は役場農林水産振興課の制度説明もございますので、聴講いただき、審議の際に退席をお願いしたいと思います。

それでは、議案について事務局に説明させます。

局長 両議案は、農地中間管理事業によって、担い手への農地集積と集約化を進めるための手続きとして行うものでありまして、議案第30号は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づいて、出し手である農地所有者と農地中間管理機構の間で利用権を設定するものであります。

また、議案第31号は、農地中間管理機構から、受け手となる担い手農家に貸し付けるにあたり、農地の配分計画について意見を求められているものであります。

それでは、農地中間管理事業の概要や流れについて、農林水産振興課、猿橋より制度の説明をさせます。

(猿橋主査事業説明)

局長 それでは、議案の詳細を書記に説明させます。

書記 はい、議長
(議案朗読)

今回の設定は453件715,170㎡でございます。

分布図も合わせてご覧ください。

設定期間、契約は全て平成29年1月1日から平成38年12月31日まででございます。

担い手への配分の内訳は資料のとおりとなります。

配分計画に対する意見につきましては、利用権設定の同意基準に準じて判断していただくのが適当でありまして、効率的利用が図られ、農作業に常時従事が可能で、下限面積以上であり、地域調和も図られるなど、いずれも、農地法第3条第2項各号には該当せず、町が定めております「農業経営基盤の強化に促進に関する基本的な構想」に照らしましても、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 それでは審議に入りますので、その前に、○委員の退席をお願いいたします。

(○委員退席)

議長 それでは、議案第30号につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。

松宮委員 受け手はこれまでも同じ所を作っていたのか。

猿橋主査 そうです。新規で集積される場所もあります。

細川委員 今後は他の地域も予定があるのか。
4人は認定農業者か。

局長 3人は認定農業者で、一人は人・農地プランに掲載されている。

細川委員 集積率80%は必要と思うが、〇〇、〇〇、〇、〇の総面積か。

局長 そのとおり。県の基準を満たしている。

松宮委員 協力金は何に使えるのか。

猿橋主査 農業に資する事、と明記されていますが、地域がもらうお金ですので、畦畔ブロックの修繕、改良の地元負担金、担い手への謝礼に使われるものと思います。
預けておいて利息が収益になるのは禁止されています。

議長 では、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第30号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議については、同意することといたします。

続きまして、議案第31号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画に係る意見照会について、ご意見、ご質問ございませんか。

(意見質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第31号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画に係る意見照会については、意見ないものといたします。

これにて、議案第30号、第31号の審議が終了しましたので、退席されました委員の入室の準備をお願いします。

(委員入室)

[日程 10]

議長 日程10 報告第13号農地変換届を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

局長 報告第13号は〇〇の〇〇〇氏が所有の農地を農地変換により畑にするものであります。

詳細は書記に説明させます。

書 記 (議案朗読)

議 長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきましても農地委員さんに現地を確認して頂いておりますのでご報告お願いいたします。

溝口委員 　　はい、議長。

溝口委員 　　本案につきましても24日に確認してまいりました。申請地は草刈りはされておりました、これから作付けをされるとのことです。

議 長 　　ご報告ありがとうございます。
それでは何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問の有無)

議 長 　　それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。
その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

事務局 　　・今後の委員研修等について
・次会開催日報告

議 長 　　それではこれで、平成28年第11回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。